(平成28年10月 1日作成)

Γ	
法 令 名	緑の募金による森林整備等の推進に関する法律
根 拠 条 項	第10条
処分の概要	都道府県緑化推進委員会への改善に必要な措置の命令
法令の定め	緑の募金による森林整備等の推進に関する法律 第10条 (改善命令) 第10条 都道府県知事は、第6条に規定する業務の運営に関し改善が必要であ ると認めるときは、都道府県緑化推進委員会に対し、その改善に必要な措置を とるべきことを命ずることができる。
処 分 基 準	あらかじめ具体的な基準を定めることが困難であるため設定していない。
処分担当課	水産林務部森林環境局森林活用課活用調整グループ (電話番号:011-231-4111 内線 28-811)
問い合わせ先	水産林務部森林環境局森林活用課活用調整グループ (電話番号:011-231-4111 内線 28-811)
備考	

(平成28年10月 1日作成)

法 令 名	緑の募金による森林整備等の推進に関する法律
根 拠 条 項	第11条第1項
処分の概要	都道府県緑化推進委員会の指定の取消し
法令の定め	緑の募金による森林整備等の推進に関する法律 第11条 (指定の取消し) 第11条 都道府県知事は、都道府県緑化推進委員会が次の各号のいずれかに該当するときは、第5条第1項の指定(以下この条において「指定」という。)を取り消すことができる。 1 第6条に規定する業務を適正かつ確実に行うことができないと認められるとき。 2 指定に関し不正の行為があったとき。 3 この法律又はこの法律に基づく命令若しくは処分に違反したとき。
処 分 基 準	緑の募金による森林整備等の推進に関する法律 第11条第1項による。
処分担当課	水産林務部森林環境局森林活用課活用調整グループ (電話番号:011-231-4111 内線 28-811)
問い合わせ先	水産林務部森林環境局森林活用課活用調整グループ (電話番号:011-231-4111 内線 28-811)
備考	